

岩手大学教育学部入学志願者の皆様へ

教育実習に関する留意事項について

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の施行により、2026年12月25日より、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。教育実習生にも性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

【教育実習に関する留意点】

- 事業者（教育実習を行う各学校）により性犯罪前科があると確認された者は、教育実習ができないこととなります。そのため、大学を卒業することにより得られる教員免許状の取得要件を満たすことができません。
- 性犯罪前科がある場合、教育実習ができないことにより、卒業ができなくなる可能性があります。
- 本学では、適切な時期に同法に基づく教育実習に関する留意点への同意書等の提出を求めることがあります。

【参考】

- 教育実習計画において、こどもと一对一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、教育実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、事業者（教育実習を行う各学校）が性犯罪前科の有無の確認を行う場合があります。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、こどもと接する実習はできないこととなります。

○制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

※制度一般については、こども家庭庁にお問い合わせください。